

「春休みの居場所づくり事業」利用案内

この案内には、春休みの居場所づくり事業（以下、「居場所づくり事業」という。）の利用に係る重要な事項が記載されています。必ず内容を確認してから申し込んでください。

1. 居場所づくり事業の概要

本市では、長期休業期間のみ放課後児童クラブを利用したい小学生の保護者のニーズに対応するため、今年度より「居場所づくり事業」を実施いたしました。春休みについても状況は同様であると判断し、同事業を実施することとなりました。

保護者が就労等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、春休み期間中も安全に過ごすことができる場を提供し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

(1) 実施場所・定員

No.	実施場所	住所	定員
1	高崎市総合保健センター2階 第1会議室	高崎市高松町5-28	100人
2	箕郷支所3階 第5会議室	高崎市箕郷町西明屋702-4	30人
3	群馬福祉会館 2階会議室	高崎市棟高町977-1	40人
4	新町支所西庁舎1階 会議室	高崎市新町3152-1	30人
5	榛名支所4階 特別会議室	高崎市下室田町900-1	30人
6	吉井支所2階 203・204会議室	高崎市吉井町吉井川371	30人
			計 260人

(2) 開所日時

開所日：3月27日（金）、30日（月）、31日（火）

4月1日（水）、2日（木）、3日（金）、6日（月） 計7日間

開所時間：7時30分～18時30分

閉所日：土曜日、日曜日、その他（災害等で安全にお預かりすることが困難な場合など）

(3) 利用料および利用時間（児童1人あたり）

A. 終日利用：10,000円

利用時間：7時30分～18時30分（開所時間中はいつでも利用可能）

B. 半日利用：7,000円

利用時間：7時30分～13時00分（開所から13時まで利用可能）

【軽減措置について】

3月のみ利用、4月のみ利用とする場合は、以下のとおり利用料を軽減します。

A. 終日利用 10,000円から 3月のみ利用は『4,500円』に軽減

4月のみ利用は『5,500円』に軽減

B. 半日利用 7,000円から 3月のみ利用は『3,000円』に軽減

4月のみ利用は『4,000円』に軽減

(4) 利用料の減免（児童1人あたり）

ア. 第3子目以降 **全額免除**

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いて、そのうち当事業を利用する児童が第3子目以降の児童に適用されます。

イ. きょうだい同時利用 **利用料の1/2を減額**

きょうだいが同時に2人以上利用している場合、第2子目の児童に適用されます。

ウ. ひとり親家庭 **1,000円減額**

配偶者がいない、または児童扶養手当を受給している場合に適用されます。

※3月のみ利用、4月のみ利用の軽減措置を受けた場合は、軽減後の利用料に減免を適用します。

※A. 終日利用、B. 半日利用ともに共通です。

※「イ. きょうだい同時利用」および「ウ. ひとり親家庭」の減額については併用可能です。

【減額適用例】

2人兄弟の兄が現6年生で、兄弟2人とも「A. 終日利用」を選択し、兄のみ「3月のみ利用」を希望。軽減措置を受けた利用料に、イ. およびウ. の減額が併用で適用された場合の兄弟の利用料。

*兄の利用料

① 利用料 終日利用 10,000円	= 4,500円
② 減 免 ウ. ひとり親家庭 1,000円	= 1,000円
③ 最終利用料 ① - ②	= 3,500円

*弟の利用料

① 利用料 終日利用 10,000円	= 10,000円
② 減 免 イ. きょうだい ① 10,000円の2分の1 + ウ. ひとり親 1,000円	= 6,000円
③ 最終利用料 ① - ②	= 4,000円

(5) 支払方法

I. 納付書払い 納付期限までに金融機関にて支払い。

II. PayPay払い 原則、利用日初日の退室時に受付にて支払い。

※少々お時間をいただく場合がありますのでご承知おきください。

※残高にご注意ください。

△支払い方法I、IIとも、お支払い後に電子申請システム（LoGo フォーム）上で、領収データをご報告いただきます。（後日改めてご案内いたします。）

2. 利用の要件

次の要件の全てを満たす児童が対象です。

- ・保護者が就労等により、戸籍家庭にいない
- ・高崎市内に在住、または高崎市内の小学校に在籍している
- ・保護者が実施場所に送迎できる
- ・通年利用、一時利用を問わず、放課後児童クラブを利用していない

* 4月に小学校に入学する児童（新1年生）も3月から利用可能です。

* 3月に小学校を卒業する児童（新中学生）も4月まで利用可能です。

3. 利用の決定など

利用の決定については、通知にて行います。先着順ではありません。

なお、次の事項に該当する場合は、居場所づくり事業の利用はできなくなります。

- ・利用要件に該当しなくなった場合
- ・申込み事項に虚偽又は不正があった場合
- ・開所時間を超過してのお迎えが継続した場合
- ・公序良俗に反する行為や他の利用者への迷惑行為が継続した場合

4. 利用にあたって

(1) 児童の送迎について

- ・児童の送迎は、安全を考慮し保護者又は代理人（成人）が行なってください。
- ・送迎は、開所時間内（7時30分～18時30分まで）に行なってください。
- ・児童の送り出し及びお迎えは、直接職員と行なってください。
- ・一度入室した後に、習い事等で退室した際は、再度入室することはできません。

(2) 児童の持ち物など

- ・昼食、おやつ、水筒は必ずご家庭で準備をして、児童に持たせてください。
※お友達と昼食のおかずやおやつを交換しないよう、ご家庭でお声かけ下さい。
- ・持ち物には必ずフルネームを記入してください。
- ・習字、ポスター、工作等の宿題を持ち込むことはできません。
- ・必ず着替えを持たせてください（着替えた服の持ち帰り用のビニール袋も必要）。

5. L o G o フォームによる申込み

申込期間	令和8年2月16日（月）00時00分 ～ 3月6日（金）23時59分【受信有効】
事前準備	<input type="checkbox"/> パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の電子申請システム（L o G o フォーム）を利用する機器 <input type="checkbox"/> 申込み者のメールアドレス ※「no-reply@logoform.jp」から送信されるメールを受信できるように設定してください。

申込み方法	電子申請システム（L o G o フォーム）より申込みをしてください。（下記の申込み用URLまたはQRコード） ※申込みにあたっては、電子申請システム（L o G o フォーム）へのアカウント登録が必要になります。
申込み用URL	https://logoform.jp/form/h8ij/1418924
申込み用QRコード	
申込み手続きの流れ	<p><u>(1) アカウント登録（申込み用URLまたはQRコードから登録）</u></p> <p>① 申込み用URLのページ内にある「新規アカウント登録」をクリックして、メールアドレス等を登録してください。</p> <p>② 登録したメールアドレスにアカウント登録を行うためのURLが送付されるので、そこから電子申請システム（L o G o フォーム）へのアカウント登録をしてください。</p> <p>③ 登録完了メールを受信し登録完了となります。 ※ユーザーIDとパスワードは、結果の確認等で必要となりますので、必ず忘れないようにしてください。</p> <p><u>(2) 利用申込み（必要事項の入力等）</u></p> <p>① アカウント登録完了後、申込みをしてください。</p> <p>② 受付が完了した旨のメールが送信されるので、必ず受信を確認してください。また、メールに記載されている「受付番号」は、放課後児童クラブ支援課へ問合せをする際などに、確認をする場合がありますので忘れないようにしてください。 メールが届かない場合は、正常に申込みができていない可能性があります。</p>
申込結果	3月13日（金）までに、電子申請システム（L o G o フォーム）上で通知します。各自でダウンロード（必要に応じて印刷）してください。
注意事項	申込み期間内に申込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 申込み手続きは、「（1）アカウント登録」、「（2）利用申込み」の2段階です。（1）のアカウント登録をしただけでは申込みは完了しません。 また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となり申込みができない場合やサーバーが混み合う可能性があるため、余裕を持って申込み手続きを行なってください。
その他	アカウント登録したアドレスに、居場所づくり事業に関する連絡事項やイベント情報などを送付する可能性がありますので、実施期間中はできるだけ登録解除をしないようご協力をお願い申し上げます。

6. 問い合わせ

高崎市役所 福祉部 放課後児童クラブ支援課

開庁時間：月曜日から金曜日までの8時30分～17時15分 ※土日・祝日を除く

住 所：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1（本庁舎1階 13番窓口）

電 話：027-395-5421（直通）